

# 重要事項説明書

## ●既存住宅状況調査（建物状況調査）の内容

本調査は、既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に適合する既存住宅状況調査であり、調査対象となる住宅について、目視を中心とした非破壊調査により、劣化事象等の状況を把握するものです。そのため、本調査では次の行為は行っておりません。

- ① 設計図書との照合をすること
- ② 現行建築基準関係規定の違反の有無を判定すること
- ③ 耐震性や省エネ性等の住宅にかかる個別の性能項目について、当該住宅が保有する性能の程度を判定すること
- ④ 劣化事象等が建物の構造的な欠陥によるものか否か、欠陥とした場合の要因が何かといった瑕疵の有無または原因を判定すること

## ●既存住宅状況調査（建物状況調査）の注意事項

1. 本調査は居住者、所有者の承諾が必要です。
2. 本調査は瑕疵の有無を判定するものではなく、瑕疵がないことを保証するものではありません。
3. 建物は、経年により劣化が生じます。本調査の結果をもって、住宅の経年による通常の劣化が一切ないことを保証するものではありません。また調査後にも建物は、時間経過や災害等により変化します。
4. 建築基準関係法令等への適合性を判定するものではありません。
5. 悪天候や災害、敷地条件または人為的事象等の不可抗力によって、それらの影響のある部分の調査や機器を使用した調査が行えない場合があります。
6. 以下の場合には、その部分の調査は行えません。
  - ① 床下または天井裏や小屋裏の点検口等が無い
  - ② 移動が困難な家具等で隠蔽されている
  - ③ 間隔が狭かったり障害物等により歩行が困難である
7. 本調査の調査員は、障害物や家具等の移動、仕上げ材の除去は行いません。本調査は歩行やその他の通常的手段により移動ができる位置において、調査できる範囲となります。  
屋根には上りません。

以上